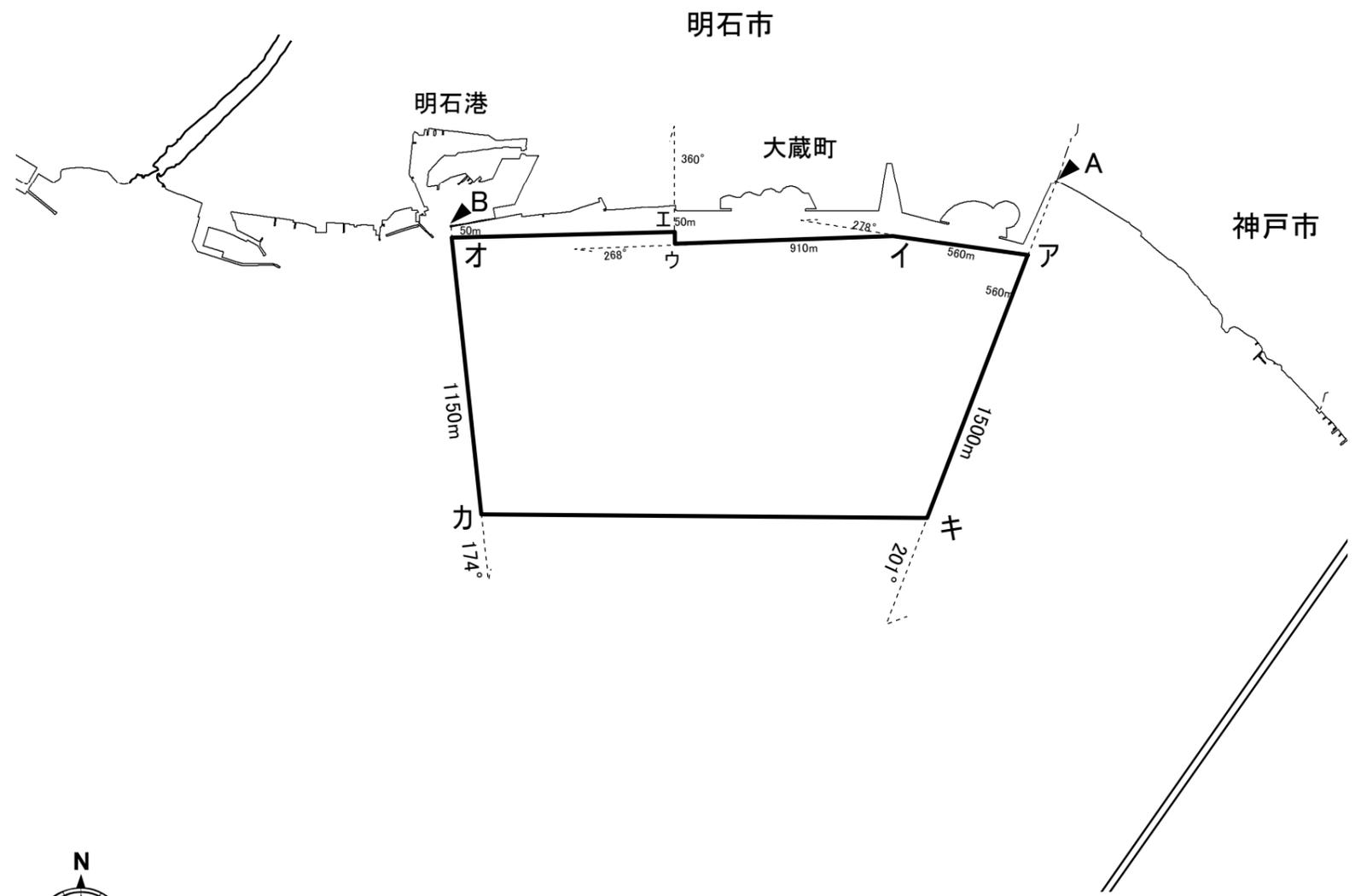


免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置 制限又は条件	
共 第 9 号	第1種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで	神戸市・明石市界から明石市中崎に至る間の地先	明石浦漁協
	"	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで	漁場の区域	
	"	ふのり漁業	1月1日から12月31日まで	次の点のうちア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びビアを結んだ線によって囲まれた区域	
	"	いがい漁業	1月1日から12月31日まで	点の位置	
	"	かき漁業	1月1日から12月31日まで	A 最大高潮時海岸線における明石市・神戸市界	
	"	あさり漁業	1月1日から12月31日まで	B 明石市明石港東外港南防波堤西端	
	"	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで	ア Aから201度330メートルの点	
	"	うちむらさき漁業	1月1日から12月31日まで	イ Aから278度560メートルの点	
	"	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	ウ イから268度910メートルの点	
	"	たこ漁業	1月1日から12月31日まで	エ ウから360度50メートルの点	
	"	えむし漁業	1月1日から12月31日まで	オ Bから174度50メートルの点	
	第2種共同漁業	いそ刺漁業	1月1日から12月31日まで	カ オから174度1,150メートルの点 キ Aから201度1,500メートルの点	

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで
 付 記
 制限又は条件
 潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。

免許番号 共第9号
 漁場の位置 神戸市・明石市界から明石市中崎に至る間の地先
 漁場の区域 次の点のうちア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアを結んだ線によって
 囲まれた区域

点の位置
 A 最大高潮時海岸線における明石市・神戸市界
 B 明石市明石港東外港南防波堤西端
 ア Aから201度330メートルの点
 イ アから278度560メートルの点
 ウ イから268度910メートルの点
 エ ウから360度50メートルの点
 オ Bから174度50メートルの点
 カ オから174度1,150メートルの点
 キ Aから201度1,500メートルの点



平成25年9月1日 免許
共第9号漁場

